

今回は、新たな移動手段として注目される電動キックボードの実証実験についてお知らせします。

道路交通法上電動キックボードは原動機付自転車の扱いで車道を走らなければなりません。警察庁が7/30に公表した特例案に基づくこの実証実験では、10月から来年3月までの半年間、自転車専用レーン（普通自転車専用通行帯）で走行可能になる予定です。

上述の特例案は、経済産業省所管の産業競争力強化法に基づき、事業者による規制緩和の要望を受けた措置です。

これに伴い、警察庁に認定された事業者の電動キックボードに限り、自転車レーンを走行できます（制限速度は20km/h）。

電動キックボードはコンパクトで短距離移動に適していることから、欧米では導入が進んでいます。

当財団で実施したアメリカ カリフォルニア州での調査で、電動キックボードシェアリングを体験しました。

その模様は以下 URL をご参照ください。

<http://www.jaef.or.jp/6-traffic-cation/53/report.htm>

一方、日本での走行には、ナンバーの取得、サイドミラーや方向指示器などの保安部品装備、ヘルメットの着用が義務付けられるといった制約から、普及へのハードルが高いのが現状です。

今回は電動キックボードが自転車専用レーンを走行できるという規制緩和ではなく、事業者が有するものに限った特例措置ではありますが、この実証実験が今後の電動キックボードの導入・普及にどのような影響をもたらすのか注目されます。

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

---

本メルマガへのご登録内容の編集・解除は、下記よりお願いします。

▼登録内容編集

<https://matomete-mail.com/bm/p/f/tf.php?id=149239601>

過去に配信したメルマガは、以下 URL よりご覧になれます。

▼バックナンバー

<http://www.jaef.or.jp/7-mail-magazine/index.htm>